

新型コロナウイルス感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。  
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用をお願いいたします。

関係事業主殿

令和5年9月1日  
(一社)長野県労働基準協会連合会  
(一社)更埴労働基準協会  
各労働基準協会

# 安全管理者選任時研修

## 開催のご案内

労働安全衛生法により一定の業種及び規模の事業場※ごとに、安全管理者を選任しなければならない旨規定されています。(労働安全衛生法第11条、労働安全衛生法施行令第3条、労働安全衛生規則第4条)

安全管理者とその職務を的確に遂行する能力を担保するため、安全管理者の選任にあたっては学歴に応じた実務経験に加え、厚生労働大臣が定める研修(「安全管理者選任時研修」という。)を修了していることが要件となっています。(労働安全衛生規則第5条)

つきましては、標記の研修を下記の要領で行いますので、是非この機会に受講されますようご案内申し上げます。また、転勤、異動等により安全管理者が未選任状態とならないよう、本研修修了者を複数人確保しておくことをお奨めします。

※次に挙げる業種で、常時50人以上の労働者を使用する事業場

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

## 記

### 1. 対象者

新たに安全管理者として選任を予定している方

なお、「安全管理者の資格(選任要件)」については、最終頁の参考資料をご覧ください。

### 2. 研修の日時、会場、締切日、定員 ※初日は8時55分からオリエンテーションを行います

開催日時	令和5年11月8日(水)・9日(木)	2日とも8時40分から受付をし、9時開講です。 (科目の一部免除該当者は、それぞれ異なります)
会場	千曲市総合観光会館 千曲市上山田温泉2丁目12番地10	
締切日	令和5年10月20日(金)	定員 80名 締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきます。

### 3. 申込方法

(1) 申込先 最寄りの労働基準協会へお申込み下さい。(所在地は申込書の裏面に掲載してあります。)

(2) 提出書類 受講申込書 (受講料及びテキスト代を添えてお申し込みください。)

### 4. 受講料(消費税含む)

労働基準協会会員事業場在籍者 1名 15,400円 [内訳: 本体14,000円 消費税(10%)1,400円]

〃 会員外 〃 1名 19,800円 [内訳: 本体18,000円 消費税(10%)1,800円]

平成18年2月24日付け基発第0224004号により、科目の一部免除があります。(裏面のとおり)

### 5. テキスト代(消費税含む) ※テキスト代は価格改訂される場合があります。

「安全管理者選任時研修テキスト」 1冊 1,650円 [内訳: 本体1,500円 消費税(10%)150円]

「令和5年度 安全の指標」 1冊 825円 [内訳: 本体750円 消費税(10%)75円]

### 6. 受講上等の留意事項

(1) 筆記用具を携行して下さい。

(2) 申込み受付後の取消しは10月31日までとし、その後の取消及び欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還しませんのでお含みください。

### 7. 修了証の交付

研修の修了者には、修了式で修了証を交付します。

なお、11月1日以降に受講申込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった方には後日郵送いたします。

(郵送料404円ご負担下さい。)

科目の一部免除(平成18年2月24日付け基発第0224004号) 下表の免除に該当する方は、申込み時に修了証の写しを申込書の裏面に貼付して下さい。

免除を受けることができる者	研 修 科 目				受 講 料	
	安全管理	*(注)	安全教育	関係法令	会 員	会 員 外
①労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針(平成元年能力向上教育指針公示第1号)別表1に基づく安全管理者能力向上教育(初任時)を修了した者	免除	○	免除	○	8,800円 (消費税含む) 本体:8,000円 消費税:800円	13,200円 (消費税含む) 本体:12,000円 消費税:1,200円
②平成12年9月14日付け基発第577号の別添3に基づくリスクアセスメント担当者(製造業等)研修及び平成11年6月11日付け基発第372号の別添2に基づく労働安全衛生マネジメント担当者研修を修了した者	○	免除	○	○		
③平成13年3月26日付け基発第177号の別紙1に基づく職長等教育講師養成講座又は別紙3に基づく職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者	免除	○	免除	○		
④上記の①と②又は②と③をあわせて修了した者	免除	免除	免除	○	4,400円 (消費税含む) 本体:4,000円 消費税:400円	6,600円 (消費税含む) 本体:6,000円 消費税:600円

(注) \*は、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等

8. 講習科目、時間及び講師 都合によりカリキュラム及び講師が変更することもあります。また、昼休みはカリキュラムのとおりです。

	講 習 科 目	範 囲	時 間	講 師
第一日目		オリエンテーション	8:55~	
	安全管理	・企業経営と安全・安全管理者の役割と職務・総合的な安全衛生管理の進め方 ・安全活動・労働災害の原因の調査と再発防止対策	9:00~12:00 13:00~14:00	(一社)長野県労働基準協会連合会 安全衛生支援室 労働安全・衛生コンサルタント 桜井 優
	安全教育	・安全教育の実施計画の作成・安全教育の方法・作業標準の作成と周知	14:00~16:00	
第二日目	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 ・労働安全衛生マネジメントシステム	9:00~12:00 13:00~14:00	玉川労働安全衛生コンサルタント事務所 所 長 労働安全・衛生コンサルタント 玉川 功雄 氏
	関係法令	・労働安全関係法令	14:00~16:00	
	修了式		16:00~(予定)	

9. 助成金制度を活用される皆様へ

本講習は「人材開発支援助成金」が受けられる場合がありますが、管轄する都道府県労働局へ訓練実施計画届を訓練開始1ヶ月前迄に提出することが必要となります。

詳細につきましては

**長野労働局職業安定部 訓練室 (TEL026-226-0862) までお問い合わせください。**

助成金受給申請時に必要な受講証明につきましては、会場に持参、若しくは受講終了後申請書をお送り頂ければ押印の上返送いたします。なお、持参、郵送ともに84円切手貼付の返信用封筒を申請書と併せてご用意ください。(注:必要事項の記載のないものは証明できませんのでご留意下さい)

10. そ の 他

- (1) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。
- (2) 昼食は各自ご用意下さい。



## 参考資料

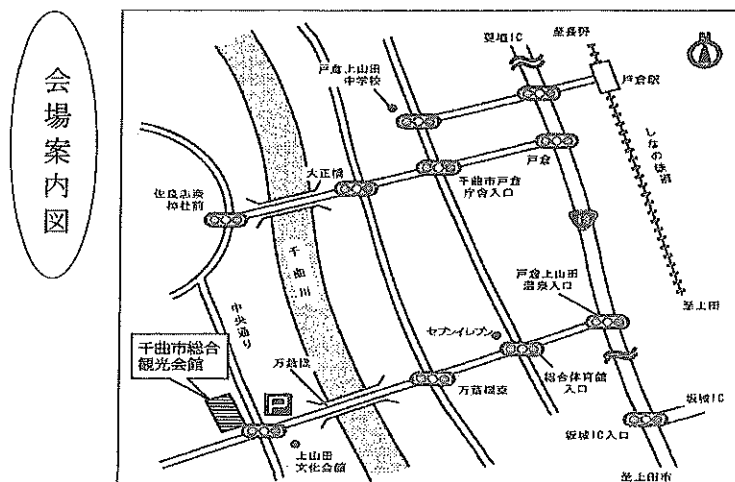
### 安全管理者の資格「選任要件」(労働安全衛生規則第5条)の概要

1. 次のいずれかに該当する者で厚生労働大臣が定める研修(安全管理者選任時研修)を修了した者(労働安全衛生規則第5条第1号)
  - (1) 学校教育法による大学又は高等専門学校等における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。
  - (2) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。
2. 労働安全コンサルタント(労働安全衛生規則第5条第2号)
3. 厚生労働大臣が定める次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了したもの(労働安全衛生規則第5条第3号、昭和47年10月2日労働省告示第138号)
  - (1) 学校教育法による大学又は高等専門学校における理科系統の課程以外の正規の課程を修めて卒業した者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。
  - (2) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統等の学科以外の正規の学科を修めて卒業した者で、その後6年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。
  - (3) 職業能力開発促進法施行規則による専門課程の高度職業訓練(主たる学科が工学に関する科目に限る)等で一定の課程を修了した者で、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。
  - (4) 職業能力開発促進法施行規則による普通課程の普通職業訓練(主たる学科が工学に関する科目に限る)等を修了した者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。
  - (5) 職業訓練法の施行規則の一部を改正する省令(昭和53年省令第37号)による専修訓練課程の普通職業訓練(主たる学科が工学に関する科目に限る)を修了した者で、その後5年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。
  - (6) 7年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。

### 各地区労働基準協会所在地【講習の申込みは最寄りの労働基準協会へ】

労働基準協会名	所在地	TEL・FAX
(一社) 松本労働基準協会	〒390-0851 松本市大字島内 3427-51	0263-40-3600・48-1388
(一社) 長野労働基準協会	〒380-0918 長野市アークス 2-3	026-227-0235・227-1494
(一社) 諏訪労働基準協会	〒394-0021 岡谷市郷田 1-4-11 岡谷商工会館 3階 301号室	0266-22-2032・22-2067
(一社) 上小労働基準協会	〒386-0025 上田市天神 2-4-55	0268-23-2500・23-2507
(一社) 飯田労働基準協会	〒395-0063 飯田市羽場町 3丁目 2-4	0265-22-6246・22-6248
(一社) 中野労働基準協会	〒383-0013 中野市大字中野 1863-1	0269-22-2255・23-0729
(一社) 佐久労働基準協会	〒384-0017 小諸市三和 1-4-7	0267-22-3841・25-1008
(一社) 伊那労働基準協会	〒396-0015 伊那市中央 5083-1	0265-76-6666・72-5855
(一社) 更埴労働基準協会	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 96	026-292-0400・293-0403
(一社) 大町労働基準協会	〒398-0002 大町市大町 6713-3	0261-22-0774・23-3601

(一社) 長野県労働基準協会 連 合 会	〒380-0918 長野市アークス 2-3 ホームページ <a href="http://www.naganoroukiren.or.jp">http://www.naganoroukiren.or.jp</a>	026-223-0280・223-0277
-------------------------	---	-----------------------



### 千曲市総合観光会館

所在地: 千曲市上山田温泉 2-12-10  
 電話: 026-261-0300  
 交通案内: しのの鉄道 戸倉駅からタクシー約10分  
 更埴ICから10km 約17分  
 坂城ICから9km 約15分

(一社) 更埴労働基準協会 携帯番号  
 090-9209-5586

※講習会場建物内は駐車できません。駐車する場合は建物東側の駐車場をご利用下さい。